

**第66回税理士試験 相続税法
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点：□・・・□点 難易度：A・・・絶対得点すべき内容(易)
B・・・取れると差がつく(中)
C・・・得点不要(難)

問1 (予想配点25点)

1 (1)債務控除をすることができる範囲について

(1) ①無制限納税義務者及び法施行地に住所を有する特定納税義務者である場合について **7 A**

相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下同じ。)により財産を取得した者が居住無制限納税義務者若しくは非居住無制限納税義務者又は特定納税義務者(相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有する者に限る。)に該当する者である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

- ① 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの(公租公課を含む。)
- ② 被相続人に係る葬式費用

(2) ②制限納税義務者及び法施行地に住所を有しない特定納税義務者である場合について **8 A**

相続又は遺贈により財産を取得した者が制限納税義務者又は特定納税義務者(相続開始の時ににおいて法施行地に住所を有しない者に限る。)に該当する者である場合においては、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるもの及び相続時精算課税適用財産については、課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額から被相続人の債務で次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

- ① その財産に係る公租公課
- ② その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務
- ③ ①及び②に掲げる債務を除くほか、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務
- ④ その財産に関する贈与の義務
- ⑤ ①から④までに掲げる債務を除くほか、被相続人が死亡の際、法施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、その営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

(3) 債務控除が認められない債務 **2 B**

次に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、上記(1)及び(2)による控除金額に算入しない。

ただし、(2)に掲げる財産の価額を相続税の課税価格に算入した場合においては、この限りでない。

- ① 墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの
- ② 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で一定のものが相続又は遺贈により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

2 (2)債務控除をすることができる債務の意義について

(1) 概要

債務控除をすることができる債務の意義については、次の(2)に掲げるものである。ただし、(3)に該当するものについては、原則として控除対象とはならないが、一定の場合には控除することができる。

(2) 控除できる債務とその金額 **5 A**

- ① 控除すべき債務は、确实と認められるものに限る。
- ② 控除すべき公租公課の金額は、被相続人の死亡の際債務の確定しているものの金額のほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった被相続人の所得に対する所得税額その他の税額とする。
ただし、相続人(包括受遺者及び相続時精算課税適用者を含む。)の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなった附帯税に相当する税額を含まないものとする。

(3) 国外転出時課税についての納税猶予の適用を受ける場合(概要程度で充分) **3 B**

上記(2)②に掲げる債務の確定している公租公課の金額には、被相続人が、所得税法に規定する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予の規定の適用を受けていた場合における納税猶予分の所得税額及び贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予の規定を受けていた場合における納税猶予分の所得税額を含まない。

ただし、これらの規定によりその被相続人の納付の義務を承継したその被相続人の相続人(包括受遺者を含む。)が納付することとなった納税猶予分の所得税額及び利子税の額(所得税法の規定による納付の期限の翌日からその被相続人の死亡の日までの間に係るものに限る。)については、この限りでない。

問2 (予想配点25点)

1 (1)相続税の納税地に関する規定

(1) 法施行地に住所を有する者等の納税地 **2 B**

居住無制限納税義務者又は特定納税義務者については、法施行地にある住所地（法施行地に住所を有しないこととなった場合には、居所地）をもって、その納税地とする。

(2) 法施行地に住所を有しない者及び出国することとなる者の納税地 **2 B**

次に掲げる者は、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

- ① 非居住無制限納税義務者
- ② 制限納税義務者
- ③ (1)に該当する者で、法施行地に住所及び居所を有しないこととなるもの

(3) 納税義務者が死亡した場合における納税地 **2 B**

納税義務者が死亡した場合においては、その者に係る相続税については、その死亡した者の死亡当時の納税地をもってその納税地とする。

(4) 被相続人の住所が法施行地にある場合の特例 **3 A**

相続又は遺贈により財産を取得した者（その相続に係る被相続人から相続時精算課税適用財産を贈与により取得した者を含む。以下同じ。）の被相続人の死亡の時に住所が法施行地にある場合においては、その財産を取得した者については、当分の間、相続税に係る納税地は、(1)及び(2)にかかわらず、被相続人の死亡の時に住所とする。

2 (2)相続税の期限内申告書の提出義務者及び提出期限

(1) 一般の場合 **6 A**

相続又は遺贈（その相続に係る被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した者及びその被相続人に係る相続時精算課税適用者は、その被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格に係る相続税額（配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用がないものとして計算した金額。）があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(注) 相続税の課税価格は、相続開始前3年以内の被相続人からの贈与財産又は相続時精算課税適用財産の価額を加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額とする。

(2) 提出義務を承継した場合 **2 B**

(1)により期限内申告書を提出すべき者が、その申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合においては、その者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内にその死亡した者に係る期限内申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3) 提出期限の特例 **1 A**

(1)及び(2)に該当する者が、納税管理人の届出をしないでそれぞれに掲げる期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日までに期限内申告書を提出しなければならない。

(4) 提出を要しない場合 **1 C**

(1)及び(2)の規定は、これらに規定する申告書の提出期限前に相続税について決定があった場合には、適用しない。

3 (3)被相続人甲の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出先及び提出期限

(1) 乙の場合（両方できて **2 A**）

提出先 B市の所轄税務署長

提出期限 平成29年2月20日

(2) 丙の場合（両方できて **2 A**）

提出先 D市の所轄税務署長

提出期限 平成29年2月20日

(3) 丁の場合（両方できて **2 B**）

提出先 丁が定めた納税地（その申告がない場合には、国税庁長官が指定した納税地）の所轄税務署長

提出期限 平成28年8月1日